

特定非営利活動法人TUMUG I 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人TUMUG I という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、乳幼児から高齢者、障害児（者）の自立とその家族に対して安心安全に暮らせる地域、社会づくりをすることで福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害児(者)生活サポート事業
 - ② 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ③ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑤ 自家用有償旅客運送事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促

進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

（退会）

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又はこの定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第11条 既に納入した拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役

員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第3号及び第45条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第26条第3項の規定により、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 会員の除名
- (6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第43条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 役員の職務及び報酬
- (9) その他運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代理理事が招集する。

- 2 代理理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 財産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、年11月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、

速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定する者へ譲渡するものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲

載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第9章 雑則

(施行細則)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	青山 裕美
理事	川上 喜広
理事	木村 健太郎
監事	新井 規子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年11月30日までとする。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

広島市内において訪問看護事業を中心に活動しており、それぞれの活動を通じて地域で暮らすことの大変さや不安、不便等強く感じてきました。

そこで、私たちは訪問看護事業を中心とし、さらに高齢者、障害者の方々、年齢や性別や立場に関わらず誰もが生きることへの危うさや不安を少しでも解消し、安心して自立した生活が出来るよう自家用有償旅客運送を通して障害者支援等を行い、地域貢献、社会づくりを展開していきたいと考えています。

私たちは、訪問看護事業を通して、特に高齢者や身体障害者の移動手段の確保が非常に重要な課題となっており、そこには非常に高いニーズがあることを感じております。

その課題を解決するために、自家用有償旅客運送の登録を行いたいと考えました。

自家用有償旅客運送とは、公共交通機関を単独で利用することが困難な高齢者や身体障害者が外出するための移動手段のサービスですが、株式会社では自家用有償旅客運送の登録ができません。しかし、特定非営利活動法人等の限られた法人のみ、自家用有償旅客運送の登録ができます。

以上のことから、特定非営利活動法人の法人格が必要となりました。

2 申請に至るまでの経過

- ・令和5年7月 訪問看護リハビリステーションwalkersbase開所（沖縄県島尻郡）
- ・令和5年10月 訪問看護リハビリステーションwalkersbaseSORA開所（沖縄県那覇市）
- ・令和6年9月 訪問看護リハビリステーションwalkersbaseMAO開所（沖縄県浦添市）
- ・令和7年7月 訪問看護リハビリステーションJA-KEY+開所（広島市西区）
- ・令和7年7月 NPO法人格取得を検討
- ・令和7年8月31月日 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し決定しました。
- ・令和7年9月30日 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を提案し、審議の上決定しました。

もって、特定非営利活動法人TUMUG Iの設立を申請する。

令和7年9月30日

特定非営利活動法人TUMUG I
設立代表者 青山 裕美

役 員 名 簿

令和7年9月30日現在

特定非営利活動法人TUMUG I

区分	役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	理事長	あおやま ひろな 青山 裕美		無
理事	理事	かわかみ よしひろ 川上 喜広		無
理事	理事	きむら けんたろう 木村 健太郎		無
監事	監事	あらい のりこ 新井 規子		無

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は全ての役員について記載してください。(役員は、理事3名以上、監事1名以上が必要です。)
- 2 「役員の区分」の欄には理事、監事の別を記載してください。また、理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載します。
- 3 「住所又は居所」の欄には、広島市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書等)によって証明された住所又は居所を記載してください。(書面の記載のとおりに記載してください)
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3分の1以下でなければなりません。法第2条第2項第1号ロ)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年11月30日まで

法人名 特定非営利活動法人TUMUG I

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
障害児(者)生活サポート事業	実施なし			
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問看護 要介護者が対象。 看護師がご自宅に訪問して、その方の病気や障がいに応じた看護を行います。健康状態の悪化防止や、回復に向けてお手伝いします。主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置や自宅で最期を迎えたいという希望に沿った看護も行います。 訪問介護 要介護者が対象。 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護(身体介護)や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援(生活援助)をします。	(A)通年 (B)療養者宅 (C)8人	(D)広島近隣市町の児童、障害者、高齢者 (E)46名	11,990

介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護予防訪問看護 要支援者が対象。 看護師がご自宅に訪問して、その方の病気や障がいに応じた看護を行います。健康状態の悪化防止や、回復に向けてお手伝いします。主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置や自宅で最期を迎えたいという希望に沿った看護も行います。 介護予防訪問介護 要支援者が対象。 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。	(A) 通年 (B) 療養者宅 (C) 8 人	(D) 広島近隣市町の児童、障害者、高齢者 (E) 9 2 名	3, 667
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護 障害者が対象。 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。	(A) 通年 (B) 療養者宅 (C) 8 人	(D) 広島近隣市町の障害者の方々 (E) 9 2 名	641
自家用有償旅客運送事業	福祉有償運送 公共交通機関（地下鉄、電車、バス、タクシー等）を単独で利用することが困難な高齢者や障がい者などの会員に対し、特定非営利活動法人等が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車（白ナンバーの車両）を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。	(A) 通年 (B) 近隣市町村 (C) 3 人	(D) 広島近隣市町の障害者、高齢者の方々 (E) 1 0 0 名	4, 584

令和8年度の事業計画書

令和8年12月1日から令和9年11月30日まで

法人名 特定非営利活動法人TUMUG I

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
障害児(者)生 活サポート事 業	実施なし			
介護保険法に 基づく居宅サ ービス事業	訪問看護 要介護者が対象。 看護師がご自宅に訪問して、 その方の病気や障がいに応じ た看護を行います。健康状態 の悪化防止や、回復に向けて お手伝いします。主治医の指 示を受け、病院と同じような 医療処置や自宅で最期を迎え たいという希望に沿った看護 も行います。 訪問介護 要介護者が対象。 利用者が可能な限り自宅で自 立した日常生活を送ることが できるよう、訪問介護員が利 用者の自宅を訪問し、食事・ 排泄・入浴などの介護(身体 介護)や、掃除・洗濯・買い 物・調理などの生活の支援(生 活援助)をします。	(A)通年 (B)療養者宅 (C)8人	(D)広島近隣 市町の児 童、障害 者、高齢者 (E)50名	13,080

介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護予防訪問看護 要支援者が対象。 看護師がご自宅に訪問して、その方の病気や障がいに応じた看護を行います。健康状態の悪化防止や、回復に向けてお手伝いします。主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置や自宅で最期を迎えたいという希望に沿った看護も行います。 介護予防訪問介護 要支援者が対象。 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。	(A) 通年 (B) 療養者宅 (C) 8 人	(D) 広島近隣市町の児童、障害者、高齢者 (E) 100 名	4,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護 障害者が対象。 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。	(A) 通年 (B) 療養者宅 (C) 8 人	(D) 広島近隣市町の障害者の方々 (E) 100 名	700
自家用有償旅客運送事業	福祉有償運送 公共交通機関（地下鉄、電車、バス、タクシー等）を単独で利用することが困難な高齢者や障がい者などの会員に対し、特定非営利活動法人等が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車（白ナンバーの車両）を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。	(A) 通年 (B) 近隣市町村 (C) 3 人	(D) 広島近隣市町の障害者、高齢者の方々 (E) 100 名	5,000

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年11月30日まで

特定非営利活動法人 TUMUG I
(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4. 事業収益			
介護保険法に基づく居宅サービス事業収益	4,583,333		
介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益	1,833,333		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	21,083,333		
自家用有償旅客運送事業収益	3,666,667	31,166,666	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			31,166,666
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	12,558,333		
臨時雇賃金	220,000		
法定福利費	825,000		
人件費計	13,603,333		
(2) その他経費			
旅費交通費	1,833,333		
車両費	1,833,333		
水道光熱費	1,191,667		
地代家賃	825,000		
保険料	220,000		
雑費	1,375,000		
その他経費計	7,278,333		
事業費計		20,881,666	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	1,100,000		
租税公課	275,000		
雑費	275,000		
その他経費計	1,650,000		
管理費計		1,650,000	
経常費用計			22,531,666
当期経常増減額			8,635,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			8,635,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			8,635,000

令和8年度 活動予算書
令和8年12月1日から令和9年11月30日まで
特定非営利活動法人 TUMUGI
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費		0	
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等		0	
受取民間助成金			
4. 事業収益			
介護保険法に基づく居宅サービス事業収益	7,000,000		
介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	23,000,000		
自家用有償旅客運送事業収益	4,000,000	34,000,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			34,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	13,700,000		
臨時雇賃金	240,000		
法定福利費	900,000		
人件費計	14,840,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	2,000,000		
車両費	2,000,000		
水道光熱費	1,300,000		
地代家賃	900,000		
保険料	240,000		
雑費	1,500,000		
その他経費計	7,940,000		
事業費計		22,780,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	1,200,000		
租税公課	300,000		
雑費	300,000		
その他経費計	1,800,000		
管理費計		1,800,000	
経常費用計			24,580,000
当期経常増減額			9,420,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			9,420,000
前期繰越正味財産額			8,635,000
次期繰越正味財産額			18,055,000